

複数就業者への労災保険給付について (参考資料)

複数就業者への労災保険給付についての検討状況

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和元年 6 月 21 日閣議決定)においては、「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を進め、可能な限り速やかに結論を得る。」とされたことを踏まえ、今後の議論を加速するため、これまでの議論や今後検討すべき課題の整理を行ったものである。

第 1 検討の背景

- 複数就業者に係る労働法制上の課題等については、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日 働き方改革実現会議決定)において、働き方改革を進めていく上で、「副業・兼業を希望する方は、近年増加している一方で、これを認める企業は少ない。労働者の健康確保に留意しつつ、原則副業・兼業を認める方向で、副業・兼業の普及促進を図る。」とされ、その際の労災保険給付の在り方については、他のセーフティネットとともに、「さらに、複数の事業所で働く方の保護等の観点や副業・兼業を普及促進させる観点から、雇用保険及び社会保険の公平な制度の在り方、労働時間管理及び健康管理の在り方、労災保険給付の在り方について、検討を進める。」とされたところである。
- その後、「未来投資戦略 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、「副業・兼業の促進に向けて、ガイドライン及び改定した「モデル就業規則」の周知に努めるとともに、働き方の変化等を踏まえた実効性のある労働時間管理や労災補償の在り方等について、労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮しつつ、労働政策審議会等において検討を進め、速やかに結論を得る。」とされたところである。
- また、今年 6 月に閣議決定された「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」においては、「兼業・副業の拡大は、所得の増加に加え、スキルや経験の獲得を通じた、本業へのフィードバックや、人生 100 年時代の中で将来的に職業上別の選択肢への移行・準備も可能とする。労働時間・健康管理についての懸念に対応するため、課題の論点整理を加速するとともに、兼業・副業について規定したモデル就業規則等の普及促進や取組事例の展開等により、希望する者が、兼業・副業が可能となる環境を整備する必要がある。さらに、兼業・副業を通じた起業の促進も図る必要がある。」とされ、また、労災保険給付の在り方については、「副業・兼業の場合の労災補償の在り方について、現在、労働政策審議会での検討が進められているが、引き続き論点整理等を

進め、可能な限り速やかに結論を得る。」とされたところである。

- 本部会では、このような複数就業者に係る働き方改革の一連の議論の進捗や、多様な働き方を選択する者やパート労働者等で複数就業している者が増加している¹実状を踏まえ、平成30年6月から、労災保険制度における複数就業者に係るセーフティネットの在り方として、現行制度では複数就業者の全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付が行われないこと及び複数就業者の全就業先の業務上の負荷を合わせて評価して労災保険給付が行われないことについて、その課題及び対応の検討を行っているところである。
- なお、副業・兼業等多様な働き方への対応については、雇用保険や社会保険制度においても、検討を行っているところである²。

¹ 総務省「就業構造基本調査」によれば、本業も副業も雇用者である副業者数は、平成4年で75.7万人（雇用者全体に占める割合は1.4%）であったが、平成29年には128.8万人（雇用者全体に占める割合は2.2%）となっている。

また、同調査によれば、本業も副業も雇用者である労働者数について、本業の就業形態がパートの労働者は平成14年で16万4700人であったのに対し、平成29年には35万700人となっている。

² 雇用保険については「複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会」において、平成30年1月から12月まで議論を行い、報告書を取りまとめている。また、社会保険については「働き方の多様化を踏まえた社会保険の対応に関する懇談会」において、平成30年12月から議論を行っているところ。

第2 複数就業者の労災給付額の在り方について

(1) 非災害発生事業場の賃金額も加味して給付することについて

① 現行制度の課題等

- 業務災害が発生した就業先の使用者については、労働基準法第8章（災害補償）により、被災労働者に対する無過失災害補償責任が課される。
- 労災保険制度は、被災労働者の傷病、死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするために必要な保険給付を行うとともに、災害が発生した事業場（以下「災害発生事業場」という。）の使用者の災害補償責任を担保する目的もあるため、療養（補償）給付等を除き、災害発生事業場の使用者から被災労働者に支払われていた賃金を基本に算定する「給付基礎日額」等により給付額を決定しており、複数就業先の全ての賃金額を合わせたものを基礎として給付額を算定していない。
- このため、現行制度では、必ずしも労災保険制度の目的である被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補を十分果たしていない可能性がある。

② これまでの議論

<労働者代表委員の意見>

- 副業・兼業は、政府が推進すべきものではないと考えるが、現在でも生計維持などの必要に迫られて複数就業する労働者がいるという実態があるので、そうした労働者を保護する観点からは、労災保険給付の見直しの検討は非常に重要であり、積極的に検討すべき。
- 複数就業者は就業している複数の事業所からの賃金の総額で生計を立てている方がほとんどだと思ふ。現行制度では、労災保険からの給付は、1か所の事業所の賃金を基にしており、稼得能力が十分填補されない。また、複数就業者がどこで災害に遭うかによって得られる給付が異なるというのは問題なので、賃金合算分を基に給付する方向で法改正すべき。
- 労働者を守るという観点から、賃金合算分での給付を是非検討すべき。副業・兼業の推進は、（本業で）収入が増えたとしても副業したいのかどうかの実態調査を踏まえて検討すべき。
- 労災保険そのものの趣旨・目的は、被災労働者の保護・補償であるので、賃金額の合算を検討すべき。

<使用者代表委員の意見>

- 労災保険は、もともと事業者の災害補償責任を基礎としたものだったことに留意して議論を行う必要があるのではないか。

- 賃金額の合算をすると、事業者の災害補償責任と不整合が生じないか。きちんと整理して議論を深めるべき。
- 被災労働者の稼得能力を給付に的確に反映させる観点のみが強調されると、労災保険制度の基本理念や本旨を逸脱する事態にならないか。賃金額を合算することを前提とした議論ではなく、合算させること自体の是非から議論していくべき。
- 生活が苦しいといった事情により、やむを得ず兼業・副業をしている労働者も多く、そうした労働者が労働災害で被災した場合に、労働災害が発生した就業先の賃金のみを基礎として労災保険給付が行われている現状は、労働者保護という観点から見直すべきであるということについては理解する。
- 副業している方が被災した場合に、非災害発生事業場の賃金を含めて生活保障をしようという大きな趣旨については、非常に合理的だと感じている。しかし、労働者には働く自由がある一方で、使用者の責任は非常に明確なルールができており、そのルールを守るために使用者側は色々な仕組みを作って、働く人にも理解していただいて、守っていかうとしている。副業の場合の責任は誰が負うのかという整理が明確でない中で、負荷を合算して給付をしようというのが先行するのは非常に違和感。

<公益代表委員の意見>

- 平成 16 年に給付額に係る論点を議論した際³には、使用者側から、就業規則で副業・兼業を禁止しているにもかかわらず、なぜ賃金額を合算するのかというご意見があったと記憶。現在は、政府全体としては副業・兼業を認める方向になっており、モデル就業規則も改正されている。また、パート労働者の数が増えており、複数の事業所を掛け持ちで仕事をするケースが増えている。労災保険制度の目的は、労働災害の被災者に対して迅速に補償を行い、貧困の状態に陥らないようにすること。低賃金で複数の事業所で仕事をしている場合、複数の事業所から得ていた賃金を合算しないと非常に低い補償しか与えられな

³ 平成 16 年 7 月労災保険制度の在り方に関する研究会中間取りまとめにおいては、給付基礎日額について「…労災保険制度の目的は、労働者が被災したことにより喪失した稼得能力を填補することにあり、このような目的からは、労災保険給付額の算定は、被災労働者の稼得能力をできる限り給付に的確に反映させることが適当であると考えられることから、二重就業者についての給付基礎日額は、業務災害の場合と通勤災害の場合とを問わず、複数の事業場から支払われていた賃金を合算した額を基礎として定めることが適当である。」としている。その後、同年 12 月の労働政策審議会の労働者災害保障保険制度の改善について（建議）においては、「複数就業者に係る給付基礎日額の算定方法の在り方については、複数就業者の賃金等の実態を調査した上で、労災保険制度の在り方に関する研究会中間とりまとめに示された考え方を参照しつつ、専門的な検討の場において引き続き検討を行うことが適当である。」とされた。

いが、それで労災保険の目的を達成できるのか。労災で十分な補償がなされないことにより、他の公的保障制度に頼らざるを得なくなってしまうことをどう考えるか。

- 被災者や被災者の御遺族から、災害発生事業場に対して、災害が発生していない事業場（以下「非災害発生事業場」という。）の賃金分も含めて損害賠償請求される可能性もあるのではないか。

（２）仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合の保険料負担の在り方について

① 現行制度の課題等

- 労災保険率は、業種ごとの災害率等に応じて定めている。ただし、業務災害分以外は、事業主の管理下において生じる災害ではない。また、事業主が有効な災害防止措置を講じる手立てもなく、さらにそのような災害防止義務が課せられているわけでもないことから、全業種一律となっている。
- 災害防止努力の促進を図るため、個別事業場の災害の多寡に応じて労災保険率を増減している（メリット制）。メリット収支率の算定においても、労働保険の保険料の徴収等に関する法律において、①事業主の災害防止努力の及ばない保険給付等についてはメリットに反映しないようにするとともに、②労働基準法の災害補償責任の範囲を大きく超えないよう、給付実額ではなく一定の値に換算した額をメリットに反映するようにしている。
- このため、仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決め、かつ、それを保険給付として給付する場合には、現行制度では非災害発生事業場での賃金を基礎とした保険給付分を含めて災害発生事業場の属する業種の保険料率や災害発生事業場のメリット収支率の算定の基礎となることとなるので、労災保険率決定の本来趣旨と整合する新たな制度設計の検討が必要となる。

② これまでの議論

＜労働者代表委員の意見＞

- 平成16年の検討の際には、賃金額の合算などについて方向性は出されていたが、保険料負担の在り方やメリット制などの詳細な検討は余りなされていなかったのではないか。今回はそういった点もしっかり議論していくことが必要。

＜使用者代表委員の意見＞

- 労災メリットと保険料率への影響について。全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付が行われることになると、保険給付額が増加し、

メリット制度の適用を前提とした場合には災害発生事業場に不利益が生じる懸念等があり、不利益を回避する手立てが必要。

- 賃金額を合算した給付を行う場合には、非災害発生事業場の業種の保険料率やメリット収支率の算定に不利益を生じさせないようにするとともに、災害発生事業場の業種の保険料率やメリット収支率の算定についても、非災害発生事業場の賃金に対応する給付分を考慮しないこととするのは、絶対必要な要件。
- 労災保険の業種区分は、労働災害防止のインセンティブを有効に機能させる観点で区分していることとの関係をどのように整理するか。
- 給付基礎日額の算定について。被災労働者が複数就業者であった場合に、全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行うことになると、請負系列内で成立している保険関係を逸脱した制度となり、請負系列外の事業者が支払った賃金額が給付基礎日額に反映されることになると、請負金額に占める労務費の実態調査結果等を踏まえて決定される労務費率に、合理的な根拠が見いだせなくなると考える。
- 賃金額を合算する場合には、保険料の引き上げに繋がらないよう、事務費などの無駄を省き、社会復帰促進等事業の内容の精査を行うことが必要ではないか。

<公益代表委員の意見>

- 保険料率は、業種ごとに定められているが、全産業一律で対応しているものもある。賃金額の合算をすることとした場合、事故発生率とはかかわりのないものとして、全業種一律で負担してもらうと整理することも可能ではないか。
- 給付額を合算することについての非災害発生事業場の一番の懸念はメリット制など保険料率への影響ではないか。

(3) 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合の労働基準法に基づく災害補償責任について

① 現行制度の課題等

- 労働者の業務災害については、使用者は労働基準法に基づく災害補償責任を負っているが、同法の災害補償に相当する労災保険給付が行われる場合には、この責任は免除され、労災保険が実質的に事業主の災害補償責任を担保する役割を果たしている。
- 労災保険法に基づく保険給付は、労働基準法に基づく災害補償責任の範囲と必ずしも一致しておらず、
 - ・ 通勤災害に関する保険給付、介護補償給付、二次健康診断等給付のように労災保険法で独自に給付しているもの
 - ・ 傷病補償（年金払）、障害補償（年金払）、遺族補償（年金払）、特別

支給金のように労災保険法で労働基準法に基づく災害補償責任の上乗せとして保険給付や事業を行っているものが存在する。

- 労災保険法に基づく休業（補償）給付は休業4日目からであり、休業3日目までの補償については、労働基準法に基づき使用者の災害補償責任において行われている。
- 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合、非災害発生事業場での賃金を基礎とした保険給付と災害発生事業場・非災害発生事業場それぞれの労働基準法に基づく災害補償責任との関係を整理する必要がある。

② これまでの議論

<労働者代表委員の意見>

- 給付額については、合算した賃金額を基に給付を行っていくべき。労災保険制度は、労基法の災害補償と関連はあるが既にそれを越えているところもあると思うので、そうした観点からの検討もすべき。
- 休業3日目までの補償について、複数就業の場合はどの様に保障されるのか。その給付が確実に保障される仕組み、制度の検討をお願いしたい。
- 複数就業者への労災保険給付について、災害補償責任と全く切り離れた議論が妥当かは検討が必要。

<使用者代表委員の意見>

- 休業3日までの災害補償等との整合について。事業者が休業3日までの休業補償を自ら行う場合と、労災保険から給付される場合で、補償額に相違が生じることは合理性を欠く。全就業先の賃金合算分を基に労災保険給付を行うことは、罰則付きの災害補償責任の考え方にも影響を与えかねず、賃金合算分の災害補償を事業者に義務づけることは容認できない。
- 労災保険は、もともと事業者の災害補償責任を基礎としたものだったことに留意して議論を行う必要があるのではないか。【再掲】
- 賃金額を合算する場合、休業（補償）給付の対象とならない3日目までの休業と休業（補償）給付の対象となる4日目以降の休業で、算定の基礎が変わることになることについて、被災された方からすればなかなか理解が得られないのではないか。
- 賃金額の合算をすると、事業者の災害補償責任と不整合が生じないか。きちんと整理して議論を深めるべき。【再掲】
- 賃金額を合算した給付を行う場合には、使用者の災害補償責任に影響を与えかねないという懸念を解消すべき。

＜公益代表委員の意見＞

- 労基法上の災害補償責任の見直しを含めた議論か否かを明確にした上で議論すべきではないか。
- 労災保険法は、もともと災害補償責任をカバーするための責任保険から出発したが、その後災害補償以外の部分についてもカバーし、充実度を増してきているものであり、現在においては、必ずしも労働基準法上の災害補償責任に縛られるものではないのではないか。
- 複数就業者について、労働基準法上の災害補償責任までを合算すべきとは思わないが、保険給付としての賃金額については合算すべきではないか。

（４）仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合の適切な賃金額の把握について

① 現行制度の課題等

- 労災保険給付を請求する場合、基本的に、請求者が災害発生事業場から支払われた賃金額等に関し、災害発生事業場から証明を受けて行っている。
- 災害発生事業場の証明がない場合も、労働基準監督署が災害発生事業場に対し必要な報告等を求めながら、支給又は不支給の決定を行っている。
- このことは、就業先が労働基準法上の災害補償責任を負わない通勤災害でも同様である。
- 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合について、非災害発生事業場の賃金額の把握、証明等の方法、労働基準監督署の関与について整理していくことが必要である。

② これまでの議論

＜労働者代表委員の意見＞

- 労災請求の時点で、副業していることが分かった場合、非災害発生事業場の資料を労働者が提出できないときには、監督署が非災害発生事業場についても証明を求めていくべきではないか。

＜使用者代表委員の意見＞

- 賃金総額の把握について、事業者にとって、労働者が複数就業者であることを確実に把握することは著しく困難。また、被災労働者が複数就業者であることを事業者に申し出た場合でも、複数就業者が他の就業先から受け取った賃金額を正確に把握するには相当の事務負担が生ずることになり、現実に対応できない事案が多発することが懸念される。

- 非災害発生事業場においても、就労状況の把握など負担が生じることになるのではないか。
- 非災害発生事業場については、被災労働者に対して支払っている賃金額の証明は、自主的な裁量に委ねるべきではないか。
- 災害発生事業場に対して、全就業先の賃金の把握・証明を求めることは、困難ではないか。
- 自己申告だけで給付基礎日額を決定することは、事業者を通さず提出できる既存の源泉徴収票だけでは正確性を欠く結果を招きかねないため、必ずしも適切ではないのではないか。
- 非災害発生事業場の賃金について、災害発生事業場で証明することが困難な場合、困難である旨を監督署に提出し、監督署が就業先の賃金額を調査することとしてはどうか。

(5) 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合の就業規則における複数就業者の位置づけについて

① 現行制度の課題等

- 平成 30 年 1 月に改定される以前のモデル就業規則においては、「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと。」とされていたが、平成 30 年 1 月に改定されて、「労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。」「労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に所定の届出を行うものとする。」とされている。
- 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合について、就業規則で副業が禁止されている者、届出義務を課されているものの届出をしていない者等、就業規則違反が疑われる者に係る給付の取扱いの考え方の整理を行う必要がある。

② これまでの議論

<労働者代表委員の意見>

- 労働時間の、どちらが時間外手当を出すのかという場合での自己申告と、労災が起きた場合の給付をするときに自己申告を前提として行うというのは、話の性質がかなり違うものではないか。労災給付について、副業することを自己申告していたかどうかで分けるのはいかがなものか。
- 就業規則の問題と労災の認定を行うか、賃金を合算した給付を行うかというのは別の問題だと認識。今後引き続き検討の必要があるのかは疑問。

<使用者代表委員の意見>

- 副業している旨を申し出た場合だけ合算され、申し出なかった場合には合算されないという取扱いが現実に生じかねないが、労災保険は公平な制度でなければならないのではないか。
- 企業が就業規則等に定めている二重就業禁止規定は重要な要素の一つであり、副業を企業が認めていない場合についてまで、労働災害と無関係の事業者に一定の負担や義務を負わせることはいかがなものか。
- モデル就業規則で「会社所定の届出制を設けた上で、労務提供上の支障がある場合等一定の要件に該当する場合には兼業・副業を禁止・制限できる」とされていることから、副業・兼業に関する届出制等の普及を促進させ、かつ有効に機能するような仕組みを構築する必要があると考えるため、複数就業者については、事前に事業者が副業・兼業の届出を行っていたか等によって取扱いに差異を設けるべきではないか。
- 就業規則にどう規定するかというのは大きい論点ではないか。今は、競業避止や秘密厳守、働き過ぎの防止の観点から、基本的には副業を禁止しているところが多いと思う。今後、政府の方針として、副業・兼業を促進していくというときに、就業規則をどうするのか整理が必要。

＜公益代表委員の意見＞

- 労災保険や災害補償は法律で定められた仕組みであり、企業が就業規則で副業・兼業を禁止していることをもって影響を受けるのはおかしいのではないか。
- この項目について、労災保険制度として何か考えることがあるのかは疑問。

(6) 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合の給付形式について

① 現行制度の課題等

- 現行の労災保険制度では、労災保険給付として給付されるもののほか、附帯事業たる社会復帰促進等事業として給付されているものも存在する（特別支給金、労災就学等援護費等）。
- 仮に非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を決める場合について、非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付について、どのような給付形式とすべきか、整理していくことが必要である。

② これまでの議論

＜労働者代表委員の意見＞

- 保険給付ではなく、社会復帰促進等事業として制度設計した場合の課題や被災労働者・御遺族に対するデメリットはないのか。

<使用者代表委員の意見>

- 非災害発生事業場の賃金に対応する分について、災害発生事業場に係る保険給付という枠組みで制度設計するには無理がある。すなわち事業者の災害補償責任の範囲が事実上拡大し事業者負担が増す事態が想定されるほか、被災労働者が副業・兼業の事実を申し出るか否かによって保険給付額が左右され公平性を欠くなど様々な問題が懸念される。被災労働者の援護を目的とする社会復帰促進等事業として制度設計した場合には、被災労働者の稼得能力の補填は十分な水準を確保でき、問題点も解消される。保険給付にこだわる必要はないのではないか。

第3 複数就業者の業務上の負荷について

(1) 現行の取扱いでは労災認定できない場合に、業務上の負荷を合算して労災認定することについて

① 現行制度の課題等

- 労働基準法により、事業主は業務災害について無過失の災害補償責任を負っており、業務災害によって失われた被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益に対する経済的補完を行う義務がある。
- 労災保険制度は、被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失に対する経済的補完を行うと同時に、そのような事業主の災害補償責任の確実な履行を担保するためのものであることから、労災認定は、事業ごとに判断している。
- 現行制度では、一方の就業先での業務上の負荷だけでは労災認定されないが、複数の就業先での業務上の負荷を合算したのと同様の業務上の負荷が1か所の就業先であったものと仮定すれば労災の認定基準を満たす場合についても、労災認定されていない。
- なお、過労死に係る脳・心臓疾患等の認定基準や精神障害の認定基準は、医学専門的な検討に基づき定められている。
- 複数就業者の労災認定に際して、特に過労死に係る認定基準の適用に際して、セーフティネットを担う労災保険の趣旨からどのような取扱いが適切か検討整理する必要がある。

② これまでの議論

<労働者代表委員の意見>

- 複数就業者の場合にそれぞれの事業場でのリスクを合算して労災補償がなされる場合に、休業3日目までの休業補償はどうなるのか、ということも整理をしておく必要があるのではないか。
- 労災認定についても、複数の事業所での具体的な出来事について通算していくべきである。
- 就業先Aでの過重労働が原因で就業先Bで事故が起きた場合など、横通しで考えなければならないこともあるのではないか。
- 検討の対象としては、労働時間だけでなくストレス等も含んで検討すべきではないか。
- 副業・兼業している人の多くは、生活上必要だからやっているという方が多い。複数の就業先で業務上の負荷を合算したら労災認定できる場合について労災認定されないというのは、法制度上の欠陥だと思う。何らかの対応が必要ではないか。
- 使用者が安全配慮義務を果たすためにも、業務上の負荷の合算に係

る検討を進める必要があるのではないか。

- 労災の給付と同様に、労災の認定においても、複数の事業所での負荷を合算すべき。負荷の範囲については、過労死や過労自殺の原因とされている労働時間やハラスメント行為の合算が不可欠だと思う。過労死や過労自殺は、本人はもとより家族や社会にとっても大きな損失であり、そうした観点からも、それらを合算すべきだと考えている。また、それ以外の疾病の要因の合算についても是非検討して欲しい。
- 就業規則の問題と労災の認定を行うか、賃金を合算した給付を行うかというのは別の問題だと認識。今後引き続き検討の必要があるのかは疑問。【再掲】
- 許可を受けていれば働き過ぎになっても給付が受けられて、許可を受けていなければ働き過ぎの結果の被災について労働災害と認められないというのはどうなのか。負荷を合算して労働災害として認めるとするのは、必ずしも民事での責任の話ではなく、事業主責任とリンクさせることは違和感。

<使用者代表委員の意見>

- 複数就業者の全就業先での賃金額の合算だけでなく、業務上の負荷を合算する場合の労災保険給付の在り方についてもハードルがかなり高い。
- 負荷の合算については、企業の安全配慮義務にも関係し、労働時間の通算をする、しないという点が煮詰まっていない中で、業務上の負荷の合算という議論だけが先走りするのは危険ではないか。むしろ、業務上の負荷が合算されるということで、長時間労働を引き起こす危険性があるのではないか。
- 就業規則で副業が禁止されている者等についての取扱いに係る論点は、業務上の負荷の合算に係る論点ではないか。つまり、副業を認めると労働時間の超過が認められることが想定されるという理由で禁止措置や届出義務を定めている場合に、そうした行為をせずに副業先との労働契約を結んでいた場合、その労働契約は適正なのか。その場合の労働時間の上限規制は誰が責任を持つのか、その結果生じた労災の責任は誰にあるのか、という論点があり得ると思う。
- 副業している方が被災した場合に、非災害発生事業場の賃金を含めて生活保障をしようという大きな趣旨については、非常に合理的だと感じている。しかし、労働者には働く自由がある一方で、使用者の責任は非常に明確なルールができており、そのルールを守るために使用者側は色々な仕組みを作って、働く人にも理解していただいて、守っていこうとしている。副業の場合の責任は誰が負うのかという整理が明確でない中で、負荷を合算して給付をしようというのが先行するの

は非常に違和感。【再掲】

- 負荷の合算をする場合、副業することは労働者の選択・自由意思に基づくものであるが、両社の心理的負荷をどのように合算するかは、テクニカルな点でかなり難しいのではないか。合算すべきだという総論はなんとなくそうかなと思うが、どのように心理的負荷を合算していくのか、合点がいかない。
- 給付の合算については、分かりやすく、労働者保護にかけないようにならざるを得ないことは議論しやすいが、負荷の合算については、労働時間の上限規制ぎりぎり働いている場合だけが例示で出されていて、そもそも本当にそうなのかと思いつつ、心理的負荷の合算という更に難しい論点もあり、現時点で意見を言えない。

<公益代表委員の意見>

- 複数就業していることを企業に伝えないと、企業は安全配慮義務を果たせないのではないか。
- 労災保険法には、労働者が故意に負傷等やその直接の原因となった事故を生じさせたときの支給制限の規定がある。本業において、これ以上の副業をすると本業に差し障り、本人の健康も害するということが副業を禁止していたにもかかわらず副業をしていたという場合にこれに該当すると考えるべきなのか。一方で、災害補償責任は無過失の責任であり、労災保険は、使用者の責任を問うものではなく、被災した労働者を救済するための制度であるということ。その両方を見て議論する必要があるのではないか。

第4 検討の進め方について

① これまでの議論

<労働者代表委員の意見>

- 労災保険については、昨年から十分な時間議論を積み重ねているのではないかと。現実に副業している方が労災にあったときの給付の在り方については、早く議論しておくべき課題。

<使用者代表委員の意見>

- 現在、2つの検討会（副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会、複数の事業所で雇用される者に対する雇用保険の適用に関する検討会）が動いているので、その状況を見ながら議論したい。
- 複数就業者については、過去の労災保険部会の議論においても使用者側委員から問題点が指摘されており、さまざまな問題が生じることが危惧されるので、十分な議論と検討が必要ではないか。
- 他の検討会と比較して、労災保険の議論だけが突出して早いのではないかと。また、労災保険だけ労働政策審議会で議論していることもバランスという意味でどうなのか。

第5 今後の検討の方向性

労災保険制度の趣旨を踏まえ、以下のような方向性に沿って、慎重かつ十分な検討を行い、制度変更によって想定される様々な問題の解消を含めて、可能な限り速やかに結論を得ることとする。

(1) 複数就業者の労災給付額の在り方について

- ① 労災保険制度の目的である被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失の填補の観点から、複数就業者については、非災害発生事業場の賃金額も加味して給付額を算定する必要性を踏まえ、引き続き検討を進めるべきである。

その際、非災害発生事業場の事業主が労働基準法に基づく災害補償責任を負うこととするのは不相当であり、また、災害発生事業場の事業主が非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付分まで労働基準法に基づく災害補償責任を負うこととすることも、使用者責任を著しく拡大するものであり不相当である。

また、新たに加味することとなる非災害発生事業場での賃金を基礎とした給付分の原資となる保険料については、

- ・ 非災害発生事業場の属する業種の保険料率や、非災害発生事業場のメリット収支率の算定の基礎とすることとせず、
- ・ また、災害発生事業場の属する業種の保険料率や、災害発生事業場のメリット収支率の算定の基礎とすることとしない

前提で検討を進めていくべきである。

非災害発生事業場の賃金額の把握については、災害発生事業場における賃金額の把握とは分離し、別途、請求者からの自己申告を原則におき、当該請求者に対し、その内容の確認に必要な非災害発生事業場における賃金等に関して証明を求める前提で検討を進めるべきである。また、その内容に不明な点がある場合等には、労働基準監督署が調査を行うこととすべきである。

- ② 以上のほか、次回以降、以下のような論点についても、検討を進めることとする。

ア 通算することで増額する給付の負担の在り方と、上記の制度改正をした場合の、労災保険料率が極力引き上がらないようにするための対策

イ 非災害発生事業場における賃金額の把握の手続きに係る労使の負担軽減のための方策（非災害発生事業場に対する労働基準監督署の対応を含む。）

ウ 複数就業者が、就業先のいずれも労働者である場合のほか、いずれかが特別加入者の場合の労災保険給付の在り方

(2) 複数就業者の業務上の負荷について

複数就業者の労災認定に係る業務上の負荷の範囲（各事業ごとに負荷を判断）に関し、現行制度の在り方について引き続き検討を進める必要がある。

次回以降、少なくとも以下のような論点について検討し、整理することが必要である。

- ① 仮に業務上の負荷を合算して労災認定することとした場合の対象となる負荷の範囲と認定方法
- ② 仮に業務上の負荷を合算して労災認定することとした場合の災害補償責任及び保険料負担の在り方

関係する検討会の検討状況

副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会

開催趣旨

- 労働者が一つの企業に依存することなく主体的に自身のキャリアを形成することを支援する観点から、副業・兼業を促進することとしているが、副業・兼業の際に、どのように実効性のある労働時間管理を行うかは重要な課題である。
- 労働者の健康確保や企業の予見可能性にも配慮した、事業主を異にする場合の実効性のある労働時間管理の在り方について、検討を行う。検討事項は以下のとおり。
 - ・ 労働時間制度の基本的な考え方や労働基準法制定時から現在に至るまでの働き方の変化等の整理
 - ・ 労働者本人のキャリア形成に資する円滑な副業・兼業の実施に向けた実務上の課題、工夫例の収集（働き過ぎの防止、健康確保、本業の労務提供とのバランスなど）※ 得られた事例については、必要に応じて普及促進に活用。
 - ・ 諸外国の制度等の分析
 - ・ 事業主を異にする場合の労働時間制度の在り方等

参集者

荒木 尚志	東京大学大学院法学政治学研究科教授	石崎由希子	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院准教授
小畑 史子	京都大学国際高等教育院教授	島貫 智行	一橋大学大学院経営管理研究科教授
武林 亨	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	松浦 民恵	法政大学キャリアデザイン学部教授
水島 郁子	大阪大学大学院高等司法研究科教授	守島 基博	学習院大学経済学部経営学科教授(座長)

開催実績

- | | |
|--|---------------------------------------|
| 第1回:H30.7.17(副業・兼業の現状／検討の経緯／副業・兼業における現行の労働時間管理、健康管理) | 第5回:H31.2.12(現行制度の課題の整理①) |
| 第2回:H30.10.2(労働時間法制の改正経緯と現行制度の概要／諸外国の制度) | 第6回:H31.4.16(現行制度の課題の整理②) |
| 第3回:H30.11.21(企業ヒアリングの結果／労使団体からのヒアリング) | 第7回:R 1.6.4 (論点整理) |
| 第4回:H30.12.27(海外視察の結果報告) | 第8回:R 1.7.9 (報告書(案)について) |
| | 第9回:R 1.7.25 (報告書(案)について)(座長一任でとりまとめ) |

雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会 中間整理について

令和元年6月28日公表
「雇用類似の働き方に係る論点整理
等に関する検討会」中間整理(概要)

- ヒアリング、調査等を踏まえて、雇用類似の働き方に関する現状、課題等について整理。
- その上で、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方については、
 - ・ 雇用類似の働き方に関する論点は多岐にわたり、現段階では、各論点について議論の収斂には至っていない
 - ・ 他方、優先的に取り組むべき課題を中心に引き続き議論し、その対応の方向性を取りまとめる必要があることから、**本検討会におけるこれまでの議論の内容と今後の検討の在り方**について**中間的に整理**。

雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について

(1) 基本的な考え方、対象者について

- 現在の労働基準法上の労働者性（以下「労働者性」という）が認められない者に対する労働政策上の保護の在り方を検討する視点として、現在の労働者性が適当であるかを念頭に置いておくことは必要であり、継続して検討すべき課題であるが、労働者性の見直しは、これまでの労働者性の判断基準を抜本的に再検討することとなるため、短期的には結論を得ることは困難と考えられる。

このため、**当面は、自営業者であって、労働者と類似した働き方をする者を中心に検討することが適当。**

- 検討に際しては、保護の必要性に関する考え方の整理が必要であり、引き続き検討が必要。

※ 本検討会では、交渉力や情報の質及び量の格差の存在、他人を使用せず個人で働き、その対償として報酬を得て生活している者である観点、自営業者の中でもより労働者に近い者である観点等が指摘。

- 上記の考え方も踏まえ、**「雇用類似の働き方」として保護の在り方を検討すべき対象者については、発注者から仕事の委託を受け、主として個人で役務を提供し、その対償として報酬を得る者**を中心として考えることが適当。
その上で、**保護の内容ごとに、対象者の具体的な要件を検討**することが考えられる。

(2) 保護の内容について

本検討会での議論を踏まえ、各検討課題について、3つに整理。

① 本検討会で特に優先的に取り組むべき課題

- 契約条件の明示、契約の締結・変更・終了に関するルールの明確化等
- 報酬の支払確保、報酬額の適正化等
- 就業条件
- 紛争が生じた際の相談窓口等

② 専門的・技術的な検討の場において優先的に取り組むべき課題

- 発注者からのセクシュアルハラスメント等への対策
- 仕事が原因で負傷し又は疾病にかかった場合等の支援（セーフティネット関係）

③ ①・②の検討状況や雇用類似の働き方の広がり等も踏まえつつ必要に応じ検討すべき課題

- スキルアップ・キャリアアップ
- 発注者との集団的な交渉
- セーフティネット関係
ー仕事が打ち切られた場合の支援等、
社会保障等、出産・育児・介護等との両立
- マッチング支援

(3) 今後の検討について

これまでの本検討会での議論の内容を踏まえ、優先すべき課題を中心に、ガイドラインによる対応か、法的な対応かといった手法も含め、スピード感を持って検討を行うことが適当である。

放送制作現場における当面の必要な措置について

- 放送分野に関するヒアリング、調査等を踏まえて議論を行い、放送制作現場の実態、課題を整理、分析。
- 契約締結部等における契約書の不存在、契約内容の曖昧さ、不明確な報酬額等の事例が見られたほか、本検討会では、実態として労働者に該当する者については、労働関係法令を適用することが重要である旨の意見があった。

上記を踏まえ、放送制作現場における当面の措置として、以下の対応が必要。

- 形式的には雇用（労働）契約以外の契約形態で働く者の中でも、実態として労働者性が認められる者については、労働関係法令に基づく適切な保護を図ることが必要。この点に関し、労働者性の有無に関する情報提供の充実を図ることも重要。
- その上で、上記に該当しない者については、契約条件の明示等を促すため、放送制作現場の特徴にも留意しつつ、契約締結に際して活用できるツールの作成、周知等を行うことが必要。

副業・兼業の現状

(前回部会でご依頼のあったデータ)

本業も副業も雇用者である労働者における 男女別の本業の就業形態について

第2回複数の事業所で雇用される者に対する
雇用保険の適用に関する検討会資料
(平成30年7月26日)

○ 本業も副業も雇用者である労働者数において、本業の就業形態は、パートが多い割合を占めるとともに調査ごとに増加している。男女別では女性が多い傾向がある。

		労働者数(単位：人)							構成比(単位：%)						
		総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員
平成14年	男	399,300	145,400	139,000	13,700	61,100	6,000	22,700	100.0	36.4	34.8	3.4	15.3	1.5	5.7
	女	415,600	35,000	79,700	151,000	84,400	13,300	33,300	100.0	8.4	19.2	36.3	20.3	3.2	8.0
	計(※)	814,900	180,400	218,700	164,700	145,400	19,400	56,000	100.0	22.1	26.8	20.2	17.8	2.4	6.9
平成19年	男	476,500	151,600	166,600	23,300	66,600	13,100	27,000	100.0	31.8	35.0	4.9	14.0	2.7	5.7
	女	552,800	38,500	94,800	218,200	106,700	26,100	28,700	100.0	7.0	17.1	39.5	19.3	4.7	5.2
	計(※)	1,029,200	190,200	261,400	241,500	173,300	39,300	55,600	100.0	18.5	25.4	23.5	16.8	3.8	5.4
平成24年	男	469,000	117,100	166,600	26,600	74,400	16,500	33,800	100.0	25.0	35.5	5.7	15.9	3.5	7.2
	女	581,200	28,900	90,000	255,000	115,100	18,100	35,000	100.0	5.0	15.5	43.9	19.8	3.1	6.0
	計(※)	1,050,200	145,900	256,700	281,600	189,500	34,600	68,700	100.0	13.9	24.4	26.8	18.0	3.3	6.5
平成29年	男	570,100	149,700	209,800	38,800	92,300	14,000	34,900	100.0	26.3	36.8	6.8	16.2	2.5	6.1
	女	717,700	42,000	114,200	311,900	136,000	33,800	41,200	100.0	5.9	15.9	43.5	18.9	4.7	5.7
	計(※)	1,287,800	191,700	324,000	350,700	228,200	47,900	76,100	100.0	14.9	25.2	27.2	17.7	3.7	5.9

※ 就業形態について「嘱託」及び「その他」を記載していないことから各就業形態数の合計と計欄は一致しない。

出典：総務省統計局「就業構造基本調査」

本業が雇用（労働者）、副業が非雇用である者における男女別の本業の就業形態について

		労働者数(単位：人)							構成比(単位：%)						
		総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員	総数	会社などの役員	正規の職員・従業員	パート	アルバイト	労働者派遣事業所の派遣社員	契約社員
平成14年	男	774,200	97,000	496,400	27,500	54,900	3,500	58,400	100.0	12.5	64.1	3.6	7.1	0.5	7.5
	女	390,300	25,500	96,900	174,000	43,400	7,100	27,100	100.0	6.5	24.8	44.6	11.1	1.8	6.9
	計(※)	1,164,500	122,600	593,400	201,500	98,200	10,600	85,500	100.0	10.5	51.0	17.3	8.4	0.9	7.3
平成19年	男	691,800	100,800	409,200	33,800	49,800	13,000	34,900	100.0	14.6	59.2	4.9	7.2	1.9	5.0
	女	361,200	24,200	83,600	165,600	36,100	10,000	18,400	100.0	6.7	23.1	45.8	10.0	2.8	5.1
	計(※)	1,053,000	125,000	492,800	199,300	85,800	22,900	53,300	100.0	11.9	46.8	18.9	8.1	2.2	5.1
平成24年	男	537,900	77,900	281,000	32,600	45,000	12,800	39,800	100.0	14.5	52.2	6.1	8.4	2.4	7.4
	女	327,800	20,300	58,700	154,400	35,000	12,200	18,200	100.0	6.2	17.9	47.1	10.7	3.7	5.6
	計(※)	865,600	98,200	339,600	187,100	79,900	25,100	58,000	100.0	11.3	39.2	21.6	9.2	2.9	6.7
平成29年	男	522,600	72,400	268,000	35,200	48,700	13,900	40,900	100.0	13.9	51.3	6.7	9.3	2.7	7.8
	女	348,800	23,300	66,400	158,300	38,900	17,400	23,300	100.0	6.7	19.0	45.4	11.2	5.0	6.7
	計(※)	871,400	95,700	334,300	193,500	87,600	31,400	64,300	100.0	11.0	38.4	22.2	10.1	3.6	7.4

※ 就業形態について「嘱託」及び「その他」を記載していないことから各就業形態数の合計と計欄は一致しない。

出典：総務省統計局「就業構造基本調査」

本業が非雇用、副業が雇用（労働者）である者における男女別の本業の就業形態について

		従事者数(単位：人)			構成比(単位：%)		
		総数	自営業者	家族従事者	総数	自営業者	家族従事者
平成14年	男	159,800	147,200	12,600	100.0	92.1	7.9
	女	79,300	44,600	34,700	100.0	56.2	43.8
	計	239,100	191,800	47,300	100.0	80.2	19.8
平成19年	男	157,100	150,500	6,600	100.0	95.8	4.2
	女	79,700	52,500	27,200	100.0	65.9	34.1
	計	236,800	203,000	33,800	100.0	85.7	14.3
平成24年	男	162,900	156,300	6,600	100.0	95.9	4.1
	女	67,700	51,600	16,100	100.0	76.2	23.8
	計	230,600	207,900	22,700	100.0	90.2	9.8
平成29年	男	167,000	160,600	6,400	100.0	96.2	3.8
	女	80,500	63,000	17,500	100.0	78.3	21.7
	計	247,500	223,600	23,900	100.0	90.3	9.7

出典：総務省統計局「就業構造基本調査」

本業も副業も非雇用である者における男女別の本業の就業形態について

		従事者数(単位：人)			構成比(単位：%)		
		総数	自営業者	家族従事者	総数	自営業者	家族従事者
平成14年	男	213,800	200,400	13,400	100.0	93.7	6.3
	女	121,700	60,400	61,300	100.0	49.6	50.4
	計	335,500	260,900	74,600	100.0	77.8	22.2
平成19年	男	190,700	182,100	8,600	100.0	95.5	4.5
	女	83,400	49,700	33,700	100.0	59.6	40.4
	計	274,000	231,800	42,200	100.0	84.6	15.4
平成24年	男	135,600	132,600	3,000	100.0	97.8	2.2
	女	58,600	42,600	16,000	100.0	72.7	27.3
	計	194,200	175,200	19,000	100.0	90.2	9.8
平成29年	男	128,100	122,400	5,700	100.0	95.6	4.4
	女	68,000	44,800	23,200	100.0	65.9	34.1
	計	196,200	167,300	28,900	100.0	85.3	14.7

出典：総務省統計局「就業構造基本調査」

副業・兼業の現状(雇用×非雇用の場合)2017年

未定稿

第77回労災保険部会資料
(令和元年6月28日開催)

<【2017年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(雇用×非雇用)>

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・林業等	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業、郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	宿泊業、飲食サービス業	教育、学習支援業	医療、福祉	複合サービス事業	サービス業(他に分類されないもの)
本業の産業(雇用)															
総数	784,300	266,400	25,900	52,500	2,900	26,300	6,700	64,800	5,900	80,500	27,700	47,100	20,200	600	156,800
農業・林業等	27,800	20,300	600	1,500	100	0	300	900	0	1,200	300	400	600	0	1,600
建設業	64,600	35,500	5,900	2,700	600	1,800	100	3,500	400	5,700	2,100	300	400	0	5,600
製造業	103,900	46,200	2,800	11,300	600	2,100	300	6,300	600	13,100	2,600	2,700	2,000	0	13,300
電気・ガス・熱供給・水道業	5,500	3,300	200	100	0	600	100	100	0	600	0	200	0	0	300
情報通信業	29,500	3,200	0	900	300	8,100	0	1,700	0	2,500	700	700	1,300	0	10,100
運輸業、郵便業	39,300	18,000	900	3,600	0	600	1,000	4,500	300	2,800	1,000	800	500	100	5,200
卸売業、小売業	124,300	34,200	2,400	10,700	400	3,900	2,700	19,300	600	14,200	6,000	4,900	1,800	200	23,000
金融業、保険業	15,800	3,800	700	300	100	0	0	2,200	1,000	4,100	700	500	700	0	1,700
不動産業、物品賃貸業	33,400	9,500	400	900	100	200	0	1,600	500	11,300	500	2,200	300	0	5,900
宿泊業、飲食サービス業	41,300	8,300	2,200	4,500	0	1,000	1,000	3,700	900	2,700	4,300	1,900	800	100	9,900
教育、学習支援業	55,400	10,600	1,100	2,200	0	1,800	100	1,800	400	4,300	1,000	13,300	1,200	0	17,600
医療、福祉	88,200	24,200	3,900	5,900	300	700	200	8,500	500	7,300	3,700	7,000	9,000	0	17,000
複合サービス事業	19,600	16,600	200	100	0	0	100	600	0	1,100	200	0	0	100	600
サービス業(他に分類されないもの)	135,700	32,700	4,600	7,800	400	5,500	800	10,100	700	9,600	4,600	12,200	1,600	100	45,000

(出典) 総務省「平成29年就業構造基本調査」

- ※1 「分類不能の産業」を除いて作成。
- ※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。
- ※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。
- ※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。
- ※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。
- ※6 産業毎の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。
- ※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

※ なお、同調査によれば、非雇用者(自営業者と家族従事者)は、全体で683万8500人

副業・兼業の現状(雇用×非雇用の場合) 2012年

<【2012年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(雇用×非雇用)>

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないもの)
本業の産業(雇用)															
総数	785,200	335,100	26,400	53,600	-	17,400	5,200	55,200	5,200	76,100	27,200	43,900	13,100	-	126,800
農業・林業等	32,300	24,200	600	1,800	-	100	100	800	300	1,900	300	600	200	-	1,400
建設業	74,700	50,800	4,900	2,000	-	1,000	100	3,400	400	4,800	1,100	1,200	200	-	4,800
製造業	114,200	69,300	1,000	8,300	-	600	800	5,800	400	12,800	3,200	2,100	600	-	9,300
電気・ガス・熱供給・水道業	6,100	3,500	-	200	-	1,000	-	0	-	800	200	100	-	-	300
情報通信業	21,400	1,700	200	1,500	-	4,800	-	1,300	200	2,600	100	700	-	-	8,300
運輸業、郵便業	45,500	24,400	1,800	2,000	-	1,400	900	3,900	300	3,600	1,400	1,300	100	-	4,400
卸売業、小売業	114,700	38,000	3,900	10,900	-	2,200	900	15,200	900	11,200	7,400	5,500	1,900	-	16,700
金融業、保険業	14,600	5,500	1,000	600	-	300	100	900	500	2,500	500	600	-	-	2,100
不動産業、物品賃貸業	27,100	9,600	900	800	-	100	-	2,700	600	7,100	900	1,800	200	-	2,400
宿泊業、飲食サービス業	45,100	11,000	1,500	6,200	-	-	500	4,600	200	5,200	3,800	3,600	600	-	7,900
教育、学習支援業	57,000	12,400	700	2,900	-	1,400	-	1,900	200	4,700	900	11,400	800	-	19,700
医療、福祉	84,900	27,500	4,900	7,300	-	800	1,200	6,800	0	5,700	3,300	8,300	6,900	-	12,200
複合サービス事業	23,100	17,800	200	700	-	400	200	400	-	1,900	600	300	-	-	600
サービス業(他に分類されないもの)	124,500	39,400	4,800	8,400	-	3,300	400	7,500	1,200	11,300	3,500	6,400	1,600	-	36,700

(出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。

※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※6 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(雇用×非雇用の場合) 2002年

未定稿

<【2002年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(雇用×非雇用)>

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(雇用)															
総数	1,087,600	593,000	30,400	65,600	-	12,200	8,200	86,300	12,500	75,400	36,600	38,100	10,000	200	119,100
農業・林業等	37,000	30,600	500	1,000	-	200	500	1,700	100	1,000	700	200	0	-	500
建設業	164,200	126,100	7,300	3,100	-	500	100	4,300	800	9,300	3,200	1,400	200	-	7,900
製造業	211,100	145,600	3,700	17,400	-	2,000	1,500	11,000	700	10,900	3,900	3,100	600	-	10,700
電気・ガス・熱供給・水道業	6,300	5,500	-	100	-	100	-	-	0	300	0	-	-	-	300
情報通信業	18,000	5,400	200	200	-	1,800	0	1,100	100	1,300	300	1,500	100	-	6,000
運輸業、郵便業	69,800	39,200	1,300	4,500	-	100	2,800	7,500	1,900	3,800	1,500	600	0	200	6,400
卸売業、小売業	172,000	70,300	5,700	13,400	-	1,300	900	25,000	2,400	17,300	6,800	8,400	1,800	-	18,700
金融業、保険業	23,800	7,800	800	500	-	800	400	3,100	600	2,500	1,900	900	700	-	3,800
不動産業、物品賃貸業	25,300	9,200	500	1,000	-	-	-	1,700	400	6,700	1,400	1,400	400	-	2,600
宿泊業、飲食サービス業	51,300	15,000	2,300	4,800	-	1,000	600	5,700	1,000	4,200	6,600	2,400	100	-	7,600
教育、学習支援業	59,500	13,600	0	2,500	-	800	200	4,300	100	4,000	1,000	8,800	1,900	-	22,300
医療、福祉	62,700	26,400	3,900	5,400	-	600	800	5,900	200	3,100	2,100	3,600	3,100	-	7,600
複合サービス事業	44,200	38,100	200	700	-	200	100	2,000	300	1,200	100	400	100	-	800
サービス業(他に分類されないもの)	142,400	60,200	4,000	11,000	-	2,800	300	13,000	3,900	9,800	7,100	5,400	1,000	-	23,900

(出典) 総務省「平成14年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業」「林業」「漁業」「鉱業」の合計。

※3 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※4 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※5 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※6 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×雇用の場合)2017年

未定稿

第77回労災保険部会資料
(令和元年6月28日開催)

(人数)

<【2017年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×雇用)>

副業の産業 (雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないもの)
本業の産業(非雇用)															
総数	224,300	12,800	12,100	15,600	300	4,300	15,800	29,300	1,400	12,700	13,000	27,100	29,300	5,000	45,600
農業・林業等	44,000	8,900	5,500	3,200	200	0	4,900	4,000	600	2,100	2,200	1,900	1,700	3,800	5,000
建設業	11,000	900	2,900	400	0	0	1,400	1,400	0	100	400	1,300	1,100	100	1,000
製造業	9,100	200	300	1,400	0	0	1,200	1,500	0	400	600	700	600	100	2,100
電気・ガス・熱供給・水道業	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
情報通信業	5,500	0	300	200	0	1,100	0	400	0	100	1,300	200	900	0	1,000
運輸業、郵便業	2,200	0	100	0	0	0	600	800	0	100	100	0	400	0	100
卸売業、小売業	23,500	400	400	1,600	0	300	2,500	6,900	200	1,000	1,600	1,400	2,400	200	4,600
金融業、保険業	1,400	0	0	100	0	0	0	900	0	0	100	100	100	0	100
不動産業、物品賃貸業	7,800	400	400	1,000	0	100	0	800	0	1,800	0	500	1,300	0	1,500
宿泊業、飲食サービス業	12,200	500	700	600	0	500	600	2,300	100	500	1,800	800	1,300	100	2,400
教育、学習支援業	20,200	0	0	1,400	0	400	800	2,400	200	300	1,200	7,400	1,900	0	4,200
医療、福祉	19,600	200	0	500	0	0	800	1,100	100	800	500	2,700	9,700	500	2,700
複合サービス事業	200	0	0	0	0	0	0	0	0	200	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	67,500	1,200	1,500	5,200	100	1,900	3,000	6,800	200	5,300	3,200	10,100	7,900	200	20,900

(出典) 総務省「平成29年就業構造基本調査」

- ※1 「分類不能の産業」を除いて作成。
- ※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。
- ※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。
- ※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。
- ※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。
- ※6 産業毎の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。
- ※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×雇用の場合) 2012年

<【2012年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×雇用)>

(人数)

副業の産業 (雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵便 業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(非雇用)															
総数	205,800	13,000	16,700	10,800	200	3,900	18,100	29,500	1,800	11,200	12,900	25,900	15,700	5,500	40,600
農業・林業等	51,100	10,200	9,200	4,000	200	300	5,700	4,700	100	1,900	1,400	1,900	1,200	4,400	5,900
建設業	8,200	200	1,800	600	-	0	700	1,000	-	200	800	200	600	100	2,000
製造業	8,900	500	100	700	-	200	1,000	1,700	200	-	400	1,000	400	100	2,600
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	3,900	200	-	0	-	300	100	1,400	-	-	100	1,100	200	-	500
運輸業、郵便業	2,900	100	-	100	-	-	1,200	300	-	-	-	100	100	-	800
卸売業、小売業	21,000	1,000	1,100	1,300	0	400	2,000	4,300	-	600	2,600	1,200	1,800	100	4,600
金融業、保険業	2,400	-	-	-	-	300	400	200	300	300	400	-	200	-	200
不動産業、物品賃貸業	7,100	-	-	-	-	200	400	800	300	1,600	300	500	200	-	1,600
宿泊業、飲食サービス業	13,400	300	700	-	-	200	1,300	3,400	-	1,200	2,700	200	700	100	2,400
教育、学習支援業	16,700	100	300	-	-	100	400	2,000	200	600	1,500	6,500	1,800	100	2,700
医療、福祉	13,700	0	-	200	-	-	1,300	1,000	200	800	500	2,400	5,700	-	1,600
複合サービス事業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
サービス業(他に分類されないもの)	56,500	400	2,600	2,700	-	1,900	3,600	8,700	500	4,000	2,200	10,800	2,800	600	15,700

(出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。

※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※6 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×雇用の場合) 2002年

<【2002年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×雇用)>

(人数)

副業の産業 (雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業, 郵 便業	卸売 業, 小 売業	金融 業, 保 険業	不動産 業, 物 品貸 貸業	宿泊 業, 飲 食サー ビス業	教育, 学習支 援業	医療, 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(非雇用)															
総数	217,100	14,200	27,200	15,100	900	3,100	17,500	35,600	1,900	6,200	16,300	18,100	17,100	9,000	34,900
農業・林業等	67,000	12,100	16,900	5,400	500	-	4,900	6,900	100	800	2,600	1,000	1,900	6,000	7,900
建設業	8,800	300	3,600	900	-	-	800	800	200	0	600	300	200	100	1,000
製造業	11,500	200	200	1,200	-	100	1,200	2,400	100	200	1,900	1,100	500	0	2,400
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	2,500	-	300	300	-	200	200	500	-	-	300	-	100	-	600
運輸業, 郵便業	3,500	-	100	100	-	-	1,400	400	-	-	1,400	-	-	0	100
卸売業, 小売業	32,500	700	1,200	1,700	100	300	3,500	9,700	100	1,000	3,200	1,700	2,700	1,800	4,800
金融業, 保険業	2,900	-	100	400	-	-	500	700	-	400	-	200	100	0	500
不動産業, 物品賃貸業	6,200	100	200	700	-	-	0	500	200	900	300	800	700	100	1,700
宿泊業, 飲食サービス業	14,400	700	1,100	1,400	-	100	1,300	2,400	600	900	2,400	400	1,200	400	1,500
教育, 学習支援業	14,900	0	700	300	-	300	200	3,300	100	100	1,100	4,000	1,500	-	3,300
医療, 福祉	11,400	-	500	100	-	100	100	1,200	0	700	100	2,500	5,300	-	800
複合サービス事業	200	-	-	-	-	-	-	-	-	200	-	-	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	41,300	100	2,300	2,600	300	2,000	3,400	6,800	500	1,000	2,400	6,100	2,900	600	10,300

(出典) 総務省「平成14年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業」「林業」「漁業」「鉱業」の合計。

※3 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※4 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※5 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※6 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×非雇用の場合)2017年

未定稿

第77回労災保険部会資料
(令和元年6月28日開催)

<【2017年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×非雇用)>

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品質貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(非雇用)															
総数	183,600	60,100	8,900	14,800	700	3,900	1,600	16,800	1,000	21,900	9,600	9,900	2,900	400	31,100
農業・林業等	35,900	18,000	1,800	2,200	300	500	300	1,400	0	5,900	1,400	600	200	100	3,200
建設業	18,100	10,500	3,900	500	100	300	300	300	100	500	500	0	0	0	1,100
製造業	14,000	4,200	100	6,400	0	200	0	800	0	400	200	500	100	0	1,100
電気・ガス・熱供給・水道業	200	100	0	0	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0
情報通信業	5,900	600	0	0	0	500	0	600	0	500	100	800	100	0	2,700
運輸業、郵便業	2,500	700	0	200	0	0	300	300	0	500	400	0	0	0	100
卸売業、小売業	24,600	5,400	600	1,800	0	700	600	6,200	300	3,000	800	1,000	0	200	4,000
金融業、保険業	1,800	500	100	0	0	0	0	300	0	200	100	100	0	100	400
不動産業、物品賃貸業	14,000	6,900	1,000	100	0	0	0	900	0	1,700	100	1,100	200	0	2,000
宿泊業、飲食サービス業	10,400	2,500	400	800	0	0	0	700	0	1,900	2,900	200	0	0	1,000
教育、学習支援業	9,100	300	0	300	0	100	0	1,500	100	1,300	700	2,200	700	0	1,900
医療、福祉	9,100	1,500	400	100	0	100	0	2,100	200	900	400	500	1,600	0	1,300
複合サービス事業	200	100	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
サービス業(他に分類されないもの)	37,800	8,800	500	2,400	300	1,500	100	1,700	300	5,000	2,000	2,900	0	0	12,300

(出典) 総務省「平成29年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。

※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※6 産業毎の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×非雇用の場合) 2012年

＜【2012年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×非雇用)＞

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(非雇用)															
総数	182,300	63,100	8,300	11,100	-	2,400	2,200	16,500	1,300	27,000	8,400	10,900	2,600	-	28,500
農業・林業等	34,500	13,100	2,400	1,500	-	400	400	2,400	100	9,500	700	900	-	-	3,100
建設業	23,000	14,700	2,400	900	-	100	300	1,200	-	1,200	900	300	100	-	900
製造業	12,400	5,100	400	2,600	-	-	200	400	100	800	1,200	0	200	-	1,400
電気・ガス・熱供給・水道業	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
情報通信業	2,100	400	-	500	-	600	-	0	-	200	-	200	-	-	200
運輸業、郵便業	4,700	2,200	-	500	-	-	100	700	-	300	200	-	-	-	700
卸売業、小売業	25,000	6,200	1,000	2,100	-	700	700	4,000	100	4,300	800	600	400	-	4,100
金融業、保険業	2,900	500	0	-	-	-	-	700	100	700	500	-	-	-	400
不動産業、物品賃貸業	13,100	6,200	900	100	-	-	-	1,600	200	900	300	1,300	100	-	1,500
宿泊業、飲食サービス業	14,200	2,800	300	200	-	-	300	1,800	100	2,500	1,700	1,600	100	-	2,800
教育、学習支援業	12,000	1,700	100	800	-	200	-	600	100	900	300	2,800	400	-	4,100
医療、福祉	3,700	600	-	200	-	0	-	100	-	1,600	100	-	700	-	400
複合サービス事業	300	100	-	-	-	-	-	100	-	-	-	100	-	-	0
サービス業(他に分類されないもの)	34,400	9,500	800	1,700	-	400	200	2,900	500	4,100	1,700	3,100	600	-	8,900

(出典) 総務省「平成24年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業、林業」「漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」の合計。

※3 「サービス業(他に分類されないもの)」は「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。

※4 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※5 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※6 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※7 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。

副業・兼業の現状(非雇用×非雇用の場合) 2002年

＜【2002年】副業をしている者の本業の業種と副業の業種(非雇用×非雇用)＞

(人数)

副業の産業 (非雇用)	総数	農業・ 林業等	建設業	製造業	電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	情報通 信業	運輸 業、郵 便業	卸売 業、小 売業	金融 業、保 険業	不動産 業、物 品賃貸 業	宿泊 業、飲 食サー ビス業	教育、 学習支 援業	医療、 福祉	複合 サービ ス事業	サービ ス業(他 に分類さ れないも の)
本業の産業(非雇用)															
総数	322,500	128,000	11,900	21,800	-	2,300	4,200	36,500	4,600	40,600	15,100	14,800	2,400	0	40,300
農業・林業等	67,400	29,700	4,900	6,800	-	100	1,300	4,400	200	12,500	1,600	1,500	0	-	4,400
建設業	39,600	28,100	3,800	700	-	400	-	1,200	0	1,900	700	300	200	-	2,300
製造業	29,700	13,400	700	5,300	-	200	500	2,000	300	2,000	500	1,300	0	-	3,500
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	1,600	600	100	0	-	-	-	300	0	-	-	100	-	-	500
運輸業、郵便業	5,200	2,700	100	200	-	-	400	400	400	100	200	-	-	-	700
卸売業、小売業	55,900	16,800	300	4,300	-	800	1,400	12,100	1,500	7,700	2,900	2,500	400	0	5,200
金融業、保険業	5,100	1,600	100	100	-	-	0	1,000	-	1,400	100	100	0	-	700
不動産業、物品賃貸業	15,600	8,900	200	300	-	-	0	1,200	400	2,500	100	700	-	-	1,300
宿泊業、飲食サービス業	27,300	5,800	400	1,400	-	-	200	5,100	700	3,400	5,200	1,300	300	-	3,500
教育、学習支援業	10,800	1,800	200	400	-	100	-	1,500	100	1,000	800	1,500	200	-	3,200
医療、福祉	9,000	1,300	-	100	-	100	-	900	300	3,100	100	1,400	800	-	900
複合サービス事業	300	100	-	-	-	-	-	100	-	-	-	100	-	-	-
サービス業(他に分類されないもの)	55,000	17,200	1,100	2,200	-	600	400	6,300	700	5,000	2,900	4,000	500	-	14,100

(出典) 総務省「平成14年就業構造基本調査」

※1 「分類不能の産業」を除いて作成。

※2 「農業・林業等」は「農業」「林業」「漁業」「鉱業」の合計。

※3 同調査における「雇用者」には、「会社などの役員(会社の社長、取締役、監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役職にある者)」も含まれる。

※4 同調査における「非雇用者」は、「自営業主」と「家族従事者」の合計。

※5 就業形態別の数値がないため「公務(他に分類されるものは除く)」を除いて作成。

※6 統計表中の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。また、「-」は該当数値のないもの。